

議案第 5 5 号

専決処分の承認について（令和 5 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 4 次））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次）

（別紙のとおり）

（理 由）

令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算（見込）において、一般会計で実施した事業の確定に伴い一般会計繰出金の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日専決

岬町長 田 代 堯

令和 5 年 度

多奈川財産区特別会計補正予算書

(第 4 次)

大阪府泉南郡岬町

令和５年度大阪府泉南郡岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第４次）

令和５年度大阪府泉南郡岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第４次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４９９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６，８３６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月２９日専決

大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	46,064	499	46,563
	1 基金繰入金	35,117	499	35,616
	歳 入 合 計	46,337	499	46,836

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金		千円 38,762	千円 499	千円 39,261
	2 繰出金	27,610	499	28,109
歳 出 合 計		46,337	499	46,836

1 総括
(歳入)

4

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

4 款 繰入金 499千円

1 項 基金繰入金 499千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 多奈川地区財産区基金繰入金	千円 35,117	千円 499	千円 35,616
計	35,117	499	35,616

節		説	明
区 分	金 額		
1 多奈川地区財産区基金繰入金	千円 499	総務課 多奈川地区財産区基金繰入金	千円 499

3 歳 出

2 款 諸支出金 499千円

2 項 繰出金 499千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 繰出金	千円 27,610	千円 499	千円 28,109	千円	千円	千円 499	千円
計	27,610	499	28,109	0	0	499	0

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	千円 499	総務課 一般会計繰出金 千円 499